

名古屋出入国在留管理局における被収容者の死亡事件に関する原因解明及び入管法改正案の廃案を求める会長声明

- 1 本年3月6日、名古屋出入国在留管理局収容場において、被収容者である30代のスリランカ国籍の女性が死亡するという事件が発生した（以下、「本件」という。）。

報道等によれば、この女性は留学生として来日していたが、学費が支払えなくなったために退学となり、在留資格を失ったところ、同居していた恋人に家を追い出されて帰る場所を失い、令和2年8月19日、警察に出頭したところ逮捕され、その翌日、収容されたとのことである。

収容場収容後、女性は、本年1月頃から食事が食べられなくなるなど体調が悪化し、吐血や嘔吐もあり、本人は仮放免や入院治療等を希望していたものの出入国在留管理局はそれらを許可せず、今年3月6日、死亡するに至ったものである。報道等によれば、収容開始時から、わずか6、7ヶ月で女性の体重は約20キロも減少するに至り、「すぐに助けて下さい。迷惑かけたくないけど、私は大丈夫じゃない。」など、といった支援者に宛てた手紙も残されているとのことである。

- 2 平成19年以降、出入国在留管理局の収容施設で被収容者が死亡したのは、確認されているだけで本件を含め16人とされている。東日本入国管理センターが県内にある当会においても、平成30年5月22日付会長声明などで、被収容者の死亡事件について、繰り返し改善を求めてきたが、そのいずれにおいても、対応は不相当ではなかったなどの調査結果に終始している。

しかし、それらの結果は入管内部の調査によるものであり、客観性や中立性が保たれてきたかは大いに疑問がある。現に本件が発生していることから、これまでの調査が再発防止に資するものであったとはい

難い。

- 3 出入国在留管理局は、被収容者を出入国在留管理局の管理下で拘束する以上、被収容者の生命・身体の安全を守るべき全責任を負っており、被収容者を一人たりとも死亡させてはならない。そのため、死亡に至った原因を徹底して究明し、再発防止のため万全の対策を行わなくてはならない。

本件に関し、出入国在留管理庁は、調査チームを発足させ、本年4月9日には中間報告が公表された。しかし、中間報告によっても未だ死因については明らかではない上、この中間報告には、死亡する2日前に診察した医師が、仮放免の必要性を指摘したことが書かれていないなどの報道もされている。今後、最終的な調査結果のとりまとめを行うとのことであるが、迅速かつ徹底的に、透明性の確保された方法で、死亡原因、収容の経過、医療体制の問題、入通院治療のための仮放免の必要性などを調査すべきである。そのためには、内部調査に留まることなく第三者機関を創設する等して、調査方法から見直す必要がある。

- 4 被収容者に対し、どのような医療の提供をするか、仮放免を許可するか否かなどについて、入管の広範な裁量に委ねられていることで、本件の死亡事案のような悲劇的な事件が何度も繰り返されてきたのであるから、入管収容制度の抜本的見直しは不可欠である。

今般、出入国管理及び難民認定法等の改正法案が国会に提出されている。この改正法案は、入管の裁量により発せられた退去強制令書に刑罰による強制力を持たせ、また仮放免された者を監理する弁護士や支援者に制裁をもって報告義務を課す等、入管の裁量と権限の強化を中心とするものである。しかし、本件を含む、度重なる収容施設における死亡事件を見れば、入管の裁量権が適正に行使されているとは到底言えず、このように適正に行使されていない入管の裁量を、刑罰をもって強化する

ことは許されない。また、本件のように仮放免が不許可となった結果、死亡した者が繰り返し出ているにもかかわらず、制裁による報告義務等により更に事実上仮放免への支援を困難とすることも許されない。

在留期間を徒過した時点で、適正な司法判断や第三者の審理を介することなく、入管の裁量のみで無期限の実刑に等しい強制収容となるのは均衡を失っており、このように日本に住む外国人全ての生命が脅かされる結果となっている。収容は本来必要最低限度に限るべきであり、全件収容主義をそもそも維持すべきではない。

従って、当会が本年4月1日付で発出した会長声明のとおり、上記改正案は廃案とすべきである。入管法を改正するのであれば、収容について司法審査を行う法改正とすべきであり、それでもなお避けられない収容についても、医療、仮放免等の処遇に関する第三者機関に対する不服申立制度を整備し、医療部門を入管から独立させ、死亡事件の調査のために第三者機関を創設する等、本件のような死亡事件を永遠に根絶するための抜本的な再発防止策を講じるべきである。

令和3年5月18日

茨城県弁護士会

会長 木名瀬 修 一